

# データ不正の神戸製鋼の部品は 全原発で使われている！

## ■原発の重要部分を作っている神戸製鋼

10月8日、神戸製鋼が品質管理データ不正を公表しました。その後、10月13日、東京電力が、神戸製鋼グループの会社から、データ不正があった部品が供給されていたことを明らかにしました。また、10月27日にも、青森県六ヶ所村にあるウラン濃縮工場の機器に不正部品が納品されていたことが明らかになりました。

現在、関西電力の高浜3、4号機／大飯3、4号機／九州電力の川内1、2号機／玄海3、4号機／四国電力の伊方3号機で神戸製鋼の製品が使われていたことが分かっています。関西電力、九州電力、四国電力以外の原発は使ってないのかというと、そうではありません。報告がないというだけです。

ウラン燃料を入れる管や、原子炉を冷やすための冷却水循環用ポンプなど重要な機器の部品や原子炉を守る格納容器の素材など、原発のあらゆる分野の部品をつくって、日本中の原発で使われています。

また、配管と機器をつなぐ溶接についても、神戸製鋼はトップメーカーです。品質管理データが数十年にわたり改ざんされていて、神戸製鋼が不正を行った製品の供給先は約500社とされています。

## ■データ改ざんは数十年前から

これら神戸製鋼の品質検査データの改ざんは、今に始まったことでは



2017年11月24日

**STOP原子力★関電包囲行動**

ブログ：<http://stop-kanden.seesaa.net/>

連絡先：東大阪市源氏が丘16-10 源氏が丘教会気付

なく、数十年前から続いていたことが毎日新聞の取材で分かりました（毎日新聞10月17日）。

1970年代にアルミ工場に勤務していた元社員も、90年代にデータ改ざんされた合金を部品加工会社に納入し「品質がおかしいのではないか」と指摘された元社員も、不正は常態化していたと話しています。

関西に住むベテラン社員は「鉄鋼製品では30年以上前から検査データの不正が続いている」と証言。自動車部品などに使われる鉄鋼製品の製造には熱処理が必要ですが、処理の仕方によって品質に差が出ることがあります。「品質検査の結果、一部で合格に達するデータが得られれば、適合品として出荷している」といい、「検査データの改ざんに当たる」と指摘しています。

神戸製鋼はアルミ・銅製品などで基準に合わない製品を計約500社に出荷していたと公表。10月8日の記者会見で梅原尚人副社長は品質データの改ざん時期を約10年前と説明しましたが、組織ぐるみの不正は数十年前から常態化していたとみられます。組織的に不正を繰り返していたといえるでしょう。

## ■まず運転をとめて調査せよ

神戸製鋼は、原子力関係への材料供給でも以下の例のようなトラブルを引き起こしていました（順不同）。

- ・福島第二原発に出荷されていた二次系配管の一部について、長さのチェックを手抜き。
- ・ウラン濃縮プラント用遠心分離器材料の検査データを捏造。
- ・東北電力女川1号機の使用済燃料チャンネルボックスで不適正溶接に起因する腐蝕（2016年6月）。使用済燃料プールに貯蔵保管している全ての燃料集合体861体中9体（6体が神戸製鋼製）のチャンネルボックス（燃料集合体を覆うジルコニウム合金でできた四角い筒で、燃料集合体内の冷却材流路の確保、制御棒のガイドなどの機能を持つ）上部のクリップといわれる部分に欠損があることが確認された。溶接が不適切であったため、腐蝕が発生し欠損に至ったもの。
- ・使用済燃料輸送容器中のレジンを含む遮蔽材を、検査データを改ざん

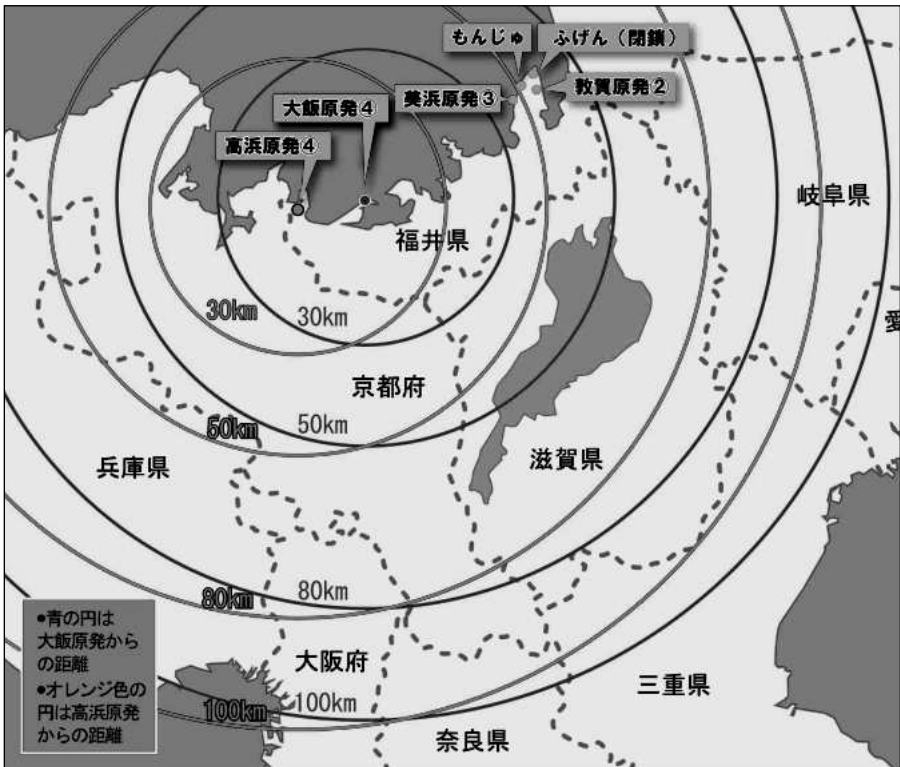
して取り付け、出荷（1998年）。

（円柱状の使用済燃料輸送容器は強度部材は鋼鉄製だが、中の使用済燃料から出る中性子を遮蔽する材料としてレジンを使っている。高分子化合物であるレジンは大量の水素原子を含むため、中性子を効率よく遮蔽できる。）

このような神戸製鋼の不正が数十年前から常態化していることが分かった以上、関西電力は高浜3、4号機を停止させて検査を行うべきです。

そして大飯原発の再稼働も取りやめるべきです。

高浜・大飯原発で事故が起きたら100km圏には約一時間で放射性物質が飛んできます。琵琶湖の水もピンチ！！



# 大飯原発差し止め訴訟控訴審結審！ 審理継続認めずー内藤正之裁判長

11月20日、名古屋高裁金沢支部で大飯原発差し止め訴訟の控訴審が結審しました。

大飯原発3、4号機をめぐるのは2014年5月に福井地裁が運転差し止めを命じる判決を出し、関西電力などが控訴していました。控訴審では今年4月、元原子力規制委員会委員長代理で地震学者の島崎邦彦・東大名誉教授が証人出廷し、関電による地下構造の調査を不十分と指摘しました。

さらに原告側は島崎氏の証言などを受け、7月に地質学などの専門家2人の証人尋問を求めましたが却下されました。それで原告側は内藤正之裁判長ら裁判官3人の忌避を申し立てましたが認められず、原告側は忌避の却下を不服とした特別抗告を行いました。最高裁は10月、これを棄却しました。

この日、原告側は火山灰の影響で重大事故が起きる可能性や関電の地盤調査の信用性についてそれぞれ専門家の証言が必要として審理継続を求め、関電側は「主張立証は尽くした」として結審を要求。10分間の休廷を経て、内藤裁判長は原告側の申請を却下し、原告側が改めて申し立てた忌避も簡易却下して結審を言い渡すという暴挙に出ました。

この流れを見る限り、十分な審議が尽くされたとは言えず、再稼働ありきの判決が予想されます。しかし、「生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つ」「人格権と電気代の高い低いを並べて論じること自体許されない」とした樋口判決の精神は、私たち原発のない社会を望むものの心の中に生き生きと息づいています。どんな判決が出ても、あきらめずに闘いましょう。

